

令和4年度 県内文化団体つなぐイベント 推進補助金 募集要項

募集期間 令和4年9月16日(金)～10月14日(金)必着

芸術文化活動を通じた奈良県の活性化を目指し、みなさんのイベントを支援します。

ふるってご応募ください！！

令和4年9月16日

奈良県文化・教育・暮らし創造部 文化振興課 文化振興係
〒630-8501 奈良市登大路町 30
TEL : 0742-27-8478 FAX : 0742-27-8481
E-mail bunka-challenge@nara-arts.com

本補助金は、「県内文化団体つなぐイベント推進補助金交付要綱」に基づき実施するものであり、募集に関する内容は次のとおりとします。

1 事業の趣旨

県内の文化団体が地域どうしを「つなぐ」、または団体どうしを「つなぐ」ことにより、県内文化イベントの認知度向上、県内文化団体の相乗的な基盤強化を図り、「イベントの大規模化と文化活動を行う人の増加」の好循環を創出し、「芸術文化＝奈良」という新たな「奈良ブランド」を確立することを目指します。

2 昨年度からの主な変更点

- (1) 補助対象経費の旅費について、対象となる経費をより明確に記載しました。
- (2) 補助対象となるイベント等の開催地について、奈良県に限定しました。
- (3) 申請書類等について、原則押印不要となりました（一部押印が必要な書類もありますのでご注意ください。）。

3 新型コロナウイルスによる感染症への対応について

- (1) 新型コロナウイルスによる感染症拡大により申請事業の実施が困難となった場合、以下のとおり対応します。

ア 申請事業の実施が困難となった場合

事業の実施が不可能となった旨の届出（第1－10号様式）をしてください。その届出の理由により、それまでに申請者が支出した経費について補助対象の可否を判断します。

(ア) 補助対象経費とする場合

(例)

- ・密集の状況を避けるために、国や県からイベント等の開催自粛が要請された。
- ・国や都道府県からの新型コロナウイルスによる感染症拡大防止のための各種要請や緊急事態宣言の発令等により、出演アーティストや指導者等を招くことができなくなり、事業の実施ができなくなった。

(イ) 取下げに該当する場合（申請事業は補助対象外となります。）

(例)

- ・自主的に申請事業を中止することを判断した。

イ 申請事業の内容を変更し、継続して実施しようとする場合

国や県からの新型コロナウイルスによる感染症拡大防止のための各種要請を受け、事業計画を変更の上継続して申請事業を実施しようとする場合や、その他自主的に事業の変更をしようとする場合には、事業計画の変更の届出が必要です。変更の届出の内容をもとに、引き続き補助金の対象事業とすることの可否を審査します。

変更申請が必要な場合の例：

- ・舞台での発表を、ウェブでの配信に切り替えた。
- ・2日間開催予定だったイベントを、1日に縮小した。

- (2) 令和4年度においては感染対策に要した費用を対象とします。詳細は別紙「感染対策に要した費用を補助対象経費とします。」をご覧ください。

4 補助内容

- (1) 補助対象団体

- ア 県内市町村
- イ 県内市町村により構成される実行委員会・協議会等で、次に掲げる要件の③～⑨を満たす者
- ウ 県内市町村により指定を受けた指定管理者で、次に掲げる要件の①～⑧を満たす者
- エ アからウに該当しない団体で、次の要件の全てを満たす者
- オ アからエに該当する複数の団体により構成される実行委員会・協議会等で、次の要件の全てを満たす者

○要件

- ① 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有する団体であること。
- ② 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。
- ③ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- ④ 会計経理が明確であること。
- ⑤ 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑧ 団体の全役員が、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であること。
- ⑨ 非営利の団体であること。

(2) 補助対象事業

次のアからクの全てを満たし、県内芸術文化の振興に寄与すると知事が認める奈良県内で実施する事業を補助対象とします。なお、下表のア「団体どうしをつなぐ」で規定する共催する団体については条件があります。詳細はQ & Aを御覧ください。

ア 下記の要素のいずれか若しくは全てを満たす事業（複数の団体により構成された実行委員会等が申請者である場合は、既に「団体どうしをつなぐ」の要件を満たしているものとします。）

要素	内容
地域どうしをつなぐ	様々な地域で活動することで、県内全体の地域の活性化が見込める事業で、県内の複数の市町村を会場として実施するもの
団体どうしをつなぐ	次の要件のいずれかを満たす団体等と共催する事業 1 県内に事務所の所在地または活動の拠点を有する団体 2 県内市町村 3 県内市町村及び単独の県内市町村により構成される実行委員会・協議会等 4 県内市町村から指定を受けた指定管理者

イ 下記の要素を複数満たす事業

要素	内容
文化を通じた世代間や地域間等の交流	芸術文化を通じた世代間交流、アーティスト同士の交流による発信力の強い事業等の「交流」をキーワードにした新たな参加者を見込める先駆的・創造的な事業
次世代の育成	県内における文化活動の次世代育成の輪を広げ、地域間の交流を推進するとともに、次世代の育成により地域活動の活性化や新たな取組みの展開につながる事業

継続性が期待できる事業展開	1回限りではなく、次年度以降も事業を拡大・大規模化して継続できるよう計画性を持ち、金銭面、人材面等実施体制を含め工夫している事業
多数の県民の積極的な参加	新たな文化関心層の開拓につながる事業、多数の県民の参加を伴う事業等の県民参加の仕組みや仕掛けに顕著な工夫が認められる事業

- ウ 当該補助金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること
- エ 特定の個人又は団体のみを対象として実施する事業でないこと
- オ チャリティコンサート等の寄附又は募金を目的とするものではないこと
- カ 営利を目的とするものでないこと
- キ 当該事業に対し、県から他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと
- ク 令和4年度中にイベントを実施する事業であること（既に実施された事業であっても、期間中の実施であれば補助の対象とします。）。

（3）事業の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間で、交付決定を受けた日から、申請した事業期間の末日までの期間

（注意）交付決定は令和4年12月中旬を予定しています。申請事業が採択されない場合もありますので、補助金の交付を前提とした事業は行わないでください。補助金の交付がなければ事業が実施できない場合は、交付決定通知を待ってください。

また、交付決定前に事業に着手する（準備等始める）場合は、指令前着手届（第7号様式）の提出が必要となります。補助金交付申請書（第1-1号様式）に指令前着手届（第7号様式）を添えて提出すると、補助金交付決定よりも前に生じた支出（令和3年度中に限ります。）も補助の対象となります（ただし、下記項目「補助対象経費」に該当する場合に限ります）。提出しない場合は、補助金交付決定後の支出のみが補助の対象となりますのでご注意ください。

※指令前着手の期間については、申請した事業期間の範囲内となります。

（4）補助対象経費

補助対象事業に要する経費で、下記に定めるもののうち事業期間中に支出が完了しているもの。

項目	内容
出演・出展関係費	出演料、演奏料、指揮料、演出料、振付料、展示品借上料等
旅費	出演者・講師・団体の構成員が事業本番及びリハーサルに参加するための会場までの交通費及び宿泊費、出演者・講師が事業実施のための進捗会議等に出席するための交通費で議事録等により出席が確認できるもの等
印刷・広報関係費	ポスター・チラシ・パンフレット印刷、広告料、宣伝料等
設営・舞台費	会場設営・撤去費、舞台費、音響費、照明費、楽器運搬費、展示物運搬費、会場整理・警備費等
会場費	会場使用料、設備使用料等
その他	知事が特別に認めるもの ※令和4年度においては感染対策に要した費用を対象とします。詳細は別紙「感染対策に要した費用を補助対象経費とします。」をご覧ください。

※補助対象外経費例

- ア 申請団体構成員以外が支出した経費
- イ 申請団体の構成員に対する謝金
- ウ 申請団体及び申請団体構成員自身が請求者となっている経費で、必要性・合理性がないもの
- エ 事業が終了しても団体に残るもの（衣装・楽器・美術作品等）の購入費
- オ 賞金、賞品等にかかる経費
- カ レセプション費用、飲食関係費用（打合せ等名目も不可）、手土産費用等
- キ 団体運営費及び事務所維持費（経常的経費や物品購入費等は補助対象事業に要する経費とならないので、収支予算書には記入しないでください。）
- ク 金融機関等に対する振込手数料
- ケ ガソリン代（レンタカーの場合を除く）
- コ 切手、ポイント等で支出した経費
- サ 補助金申請手続きに係る経費
- シ 補助金一部交付申請手続きに係る経費
- ス 補助金実施報告手続きに係る経費
- セ その他助成対象として適当でないと知事が判断したもの

(5) 補助金の額

補助対象経費から入場料等収入（*）を控除した額の1/2（上限あり）

*入場料等収入…入場料、参加料の他、パンフレットや図録、グッズ等を有料頒布した際の収入等をいいます。

※飲食関係費用については補助対象経費とはなりません。補助対象外経費として計上して下さい。

飲食関係費用に係る収入が発生する場合には、補助対象外経費として計上した飲食関係費用と相殺を行った上で収入に計上し、その計算については、別途計算書を用意する等により、費用の取扱を示して下さい。詳細についてはQ & Aを御覧下さい。

(6) 補助金の上限

1事業につき100万円

(7) 事業等の中止に係る補助金の交付について

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のために事業等を中止することとなった場合、補助金については次のとおり取り扱います。なお、補助金を交付する場合の金額については上記「補助金の額」及び「補助金の上限」によります。

ア 国、県から緊急事態宣言等が発令された場合

緊急事態宣言等が出されたために申請事業の実施が困難となった場合、その旨を第1-10号様式により届け出てください。それまでに支出した経費について補助対象の可否を判断します。

イ 交付決定を受けた団体が自主的に事業を中止することとした場合

補助金の交付申請を取り下げさせていただきます。この場合、補助金の交付はありません。

5 申請

(1) 申請書類（申請用紙は奈良県文化振興課のホームページから入手してください）

当該補助金の申請にあたっては、次の書類を提出してください。

申請は1団体につき、1事業に限ります。※1団体1事業の判断基準はQ&Aをご確認ください。

提出された書類の返却、写しの交付はしませんので、必ず写しやデータを保管しておいてください。

提出後の差し替えは受付いたしません。

ア 補助金交付申請書（第1-1号様式）

- イ 事業計画書（第1－2号様式）
- ウ 収支予算書（第1－3号様式）
- エ 団体調書（第1－4号様式）
- オ 団体の財政状況について（第1－5号様式）
- カ 過去に実施した同様の事業の収支について（第1－6号様式）
- キ 事業の実施体制（第1－7号様式）
- ク 団体目的等についての誓約書（第1－8号様式）【申請者が市町村は不要】
- ケ 共催する団体についての届出（第1－9）【共催する団体がある場合】
（※要押印。PDFでの提出が可能です。）
- コ 団体の規約・定款等の写し、役員名簿【市町村は不要】
- サ 指令前着手届（第7号様式）【必要な場合のみ】
- シ その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催し案内等）

(2) 申請期間

令和4年9月16日（金）～令和4年10月14日（金）17：00

（郵送・持参・メールいずれの手段でも、申請期間最終日の17：00必着です。）

(3) 提出先（持参、郵送、メール送信が可能）

奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 文化振興係 担当：門前（もんまえ）・服部
〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL：0742-27-8478 FAX：0742-27-8481 E-mail：bunka-challenge@nara-arts.com

（注意）提出は持参、郵送、メールでの提出が可能です。

郵送、メールでの提出の場合は、必ず電話等で文化振興課に到着確認を行ってください。

送付中の事故については当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

持参の場合は、土曜日、日曜日、及び国民の祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時（12時から13時の間を除く）の間に持参してください。

6 審査

申請のあった事業について、第1次審査および第2次審査を行い、採択事業を決定します。

(1) 第1次審査

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課において、申請書類に基づき書面審査を行います。

審査に当たり、文化振興課から申請団体・事業について問合せを行うことがありますので対応してください。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過したすべての申請事業について、外部有識者等による審査委員会において事業内容審査を原則書面により実施します。なお、採択にあたっては第1次審査の内容を参考にすることがあります。

(3) 審査基準

第1次および第2次審査の審査基準は別表のとおりです。

7 補助金の交付決定、一部交付及び事業実施報告等

(1) 補助金の交付決定

採択された事業については、交付決定通知を送付します。なお、採択に当たっては条件を付けることがあります。

(2) 補助金の一部交付について

事業目的達成のために必要があるときは、事業期間の間に1回に限り交付決定を受けた金額のうち4割までの金額について、交付を申請することができます。この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理は適正に行ってください。領収書等の支出証拠書類は写しで構いません。

(3) 事業実施報告

補助事業が終了したときは、事業完了日から30日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに事業実施報告書に必要な書類を添付して提出してください。

この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理は適正に行ってください。領収書等の支出証拠書類は写しで構いません。

(4) 補助金の交付

事業実施報告書が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(第6号様式)を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

なお、補助金の一部交付を除き前払いや概算払いは行うことができませんのでご注意ください。

8 事業スケジュール

事項	日程
応募期間	令和4年9月16日(金)～10月14日(金)
第1次審査	令和4年11月上旬
第2次審査	令和4年12月上旬
採択事業の決定、公表	令和4年12月下旬
事業の着手	令和4年4月1日以降(ただし「事業の実施期間」の項目を参照してください)
事業の完了	令和5年3月31日(金)まで
事業実施報告	事業完了日から30日以内 又は令和5年3月31日(金)のいずれか早い日
補助金の額確定、交付	報告書の審査後、速やかに

9 その他

(1) 募集要項、申請用紙の配布等

- ・県ウェブサイト内、文化振興課のページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nara.jp/58944.htm>

- ・ウェブサイトでの配布の他、奈良県文化振興課にて配布いたします。
- ・募集要項および申請用紙等の郵送を希望される場合は、封書おもて面に「県内文化団体つなぐイベント推進補助金募集要項希望」と明記し、返送用封筒(A4サイズ)を同封の上、奈良県文化振興課まで郵送してください。返送用封筒(A4サイズ)には、郵送を希望される場所の郵便番号・住所・氏名を記載し、郵便切手250円を貼付してください。

(郵送先) 〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 文化振興係 宛

(2) 申請書類の記載方法

- ・所定の用紙に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・書類は原則としてワープロ、パソコンで作成してください。
- ・用紙のサイズはA4で統一し、文字サイズは極端に小さくせず、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。
- ・なお、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさが結構です。

(3) 申請にかかる費用負担

申請に係る費用、補助金の一部交付申請に係る費用及び事業実施後の報告にかかる費用は、全て申請者の負担になります。補助対象経費としての申請はできません。

(4) 情報公開

- ・申請書類の記載事項は、一部の個人情報（担当者に関する事項等）を除き、原則として情報公開の対象となります。
- ・申請された事業名、事業内容、団体名および代表者名は公表します。
- ・第1次、第2次審査の概要は公表します。

(5) 事前相談について

希望者を対象に、申請内容の相談を受け付けます。

■日時：令和4年9月16日（金）～10月13日（木）のうち土、日、祝日を除く
10時～15時（随時受付、20分単位の予約制）

■場所：奈良県庁本庁舎4階 文化振興課内

■予約先：下記宛て、電話にて予約してください。

奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 文化振興係

担当：門前（もんまえ）、服部

TEL：0742-27-8478

（注意）当日はできるだけ効果的な相談を行うため、ある程度の内容を記載した申請書類をお持ちください。

【別表】

1 第1次審査基準

- (1) 申請団体が4 (1)「補助対象団体」の要件を全て満たしていること
 - (2) 申請事業が4 (2)「補助対象事業」の要件を全て満たしていること
 - (3) 奈良県の芸術文化の振興に寄与すると認められること
 - (4) 単なる構想でなく、実現可能な内容となっていること
- ※第2次審査基準も考慮して審査する場合があります。

2 第2次審査基準

目標設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・要件を踏まえた的確な事業目的が設定されているか 特に指定した要素（「文化を通じた世代間や地域間等の交流」「次世代の育成」「継続性が期待できる事業展開」「多数の県民の積極的な参加」）に応えるものとなっているか・目的の設定にあたっては地域の課題や団体の現状、申請分野を取り巻く状況等を踏まえた十分な検証がなされているか
手段の有効性	<ul style="list-style-type: none">・手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか・一定の事業効果が見込めるか
公益性	<ul style="list-style-type: none">・不特定多数の者に効果が還元される公益性の高いものであるか
新規性・創造性	<ul style="list-style-type: none">・企画内容に新規性があり、創造力に富んだものであるか
継続性・発展性 【重点審査項目】	<ul style="list-style-type: none">・今後の継続や発展が見込めるか・将来に向けた事業の展望を持っているか
実効性	<ul style="list-style-type: none">・団体の事業の遂行能力は十分か・事業計画は実現可能なものか・経費の積算は適切か